

会報  
全住協

2026  
3月



一般  
社団法人

全国住宅産業協会

## 税制改正結果概要説明会・新春講演会

1月28日、明治記念館にて「令和8年度税制改正結果概要説明会・新春講演会」を会場及びオンラインによるハイブリッド形式で開催し、合計39社96名が参加した。本講演会は、住宅・不動産分野における最新の税制動向及び実務に直結する法的課題について理解を深め、会員各社の業務に資する知見を共有することを目的として実施された。

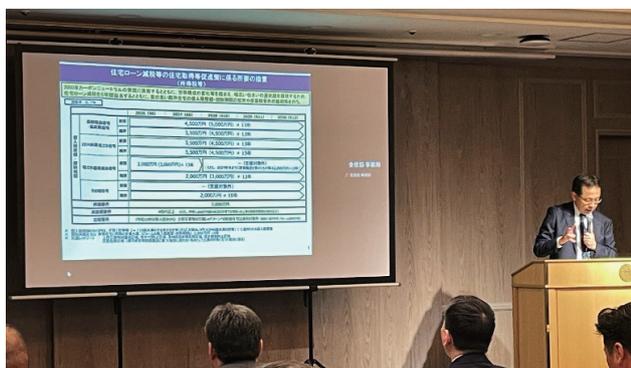
令和8年度税制改正結果概要説明会では、国土交通省住宅局住宅経済・法制課長による説明が行われ、住宅ローン減税を中心とした住宅関係税制の改正内容について解説がなされた。特に、制度全体の枠組みを維持しつつ、既存住宅への支援の考え方や床面積要件の見直しなど、近年の住宅市場やライフスタイルの変化を踏まえた制度整理が示され、今後数年間を見据えた実務対応の重要性が強調された。また、災害リスクへの配慮や省エネ基準との関係など、制度設計の背景についても触れられ、参加者にとって理解を深める機会となった。

新春講演会では、シティユーワ法律事務所の伊藤茂昭弁護士・青木翔太郎弁護士・渋谷洋平弁護士が登壇し、「不動産の法律相談・紛争対応」をテーマに講演を行った。冒頭では事務所の概要が紹介され、不動産分野を含む幅広い実務に対応してきた実績や、専門性を活かしたチーム体制によるサポートが重要であると話があった。

続いて、「相続に関する不動産の問題」を中心に、不動産が相続財産に含まれる場合に生じやすい課題について解説が行われた。不動産は価値が高く分割が難しいことから、相続人間の調整が長期化しやすく、利用・管理・処分の方針を巡って紛争に発展するケースも少なくない。こうした事態を防ぐためには、相続開始後の期限を意識した早期の状況把握と論点整理が不可欠であり、不動産実務と法律の連携が重要であることが具体例を交えて説明された。

後半では、不動産取引や管理業務における法律相談の実務について触れられ、問題が顕在化してから対応するのではなく、契約内容の確認、説明記録の保存、社内での情報共有といった「事前の備え」が紛争予防につながる点が強調された。また、疑義が生じた段階で早めに専門家へ相談し、事実関係と争点を整理した上で対応方針を定めることが、結果として解決までの時間や負担を軽減することにつながるかとまとめられた。

併せて、全住協会員を対象とした、今後実施予定の法律相談サービスについても案内が行われ、日常業務で生じる法的な疑問や判断に迷う場面において、気軽に相談できる体制が整備されたことが紹介された。税制改正への理解と法務対応力の向上という二つの視点から、参加者にとって今後の業務に直結する有意義な機会となった。



▲税制改正結果概要説明会



▲新春講演会

## 全住協山岳同好会令和8年山行計画

全住協山岳同好会は、山登りを通じて体力増進と業界交流を深めています。  
登山好きな方、興味はあるけどきっかけを探している方、ご参加ください。

### 1. 年間計画

4月11日(土)	大岳山(東京都) 1,267 <small>円</small> 日帰り(中級)	9月12日(土)	大菩薩嶺(山梨県) 2,057 <small>円</small> 日帰り(初級)
5月15日(金) ～16日(土)	男体山(栃木県) 2,486 <small>円</small> 前泊(中級)	10月16日(金) ～17日(土)	雲取山(東京都・埼玉県) 2,017 <small>円</small> 前泊(中級)
7月31日(金) ～8月1日(土)	唐松岳(長野県) 2,686 <small>円</small> 前泊(中級)	11月14日(土)	玄岳(静岡県) 798 <small>円</small> 日帰り(初級)
8月21日(金) ～22日(土)	焼岳(長野県) 2,455 <small>円</small> 前泊(中級)	12月12日(土)	丹沢・大山(神奈川県) 1,252 <small>円</small> 日帰り(初級)

※自己責任において健康管理を徹底し、必ず検温の上、ご参加ください。

※当日、発熱・体調不良の方は参加できません。

※事故怪我などは国内旅行保険の範囲内で対処いたします。

### 2. 全住協山岳同好会問合せ先

協会事務局 金坂(E-mail: n\_kanesaka@zenjukyo.jp)



#### 目次

- ・トピックス(税制改正結果概要説明会・新春講演会)・・・ 1
- ・全住協山岳同好会令和8年山行計画・・・ 2
- ・令和8年度第1回宅地建物取引士法定講習・・・ 3
- ・宅地建物取引士登録(5問免除)講習のご案内・・・ 4
- ・周知依頼(国民生活基礎調査)・・・ 4

- ・PRプロジェクト・・・ 5
- ・トピックス(本別町「記念事業セミナー」)・・・ 6
- ・第15回優良事業表彰受賞プロジェクト紹介・・・ 7
- ・住宅ローン説明動画・・・ 8
- ・所有不動産記録証明制度等の施行について・・・ 9
- ・協会だより・・・ 10

## 令和8年度 第1回宅地建物取引士法定講習について

当協会ではWEBを使用した講習(WEB上で講習動画視聴及び確認テスト受検)を実施しております。座学講習は行いませんのでご注意ください。

### 1. 新取引士証交付日

令和8年5月15日(金)

### 2. 受講期間

令和8年5月2日(土)～5月15日(金)

### 3. 講習修了要件

受講期間内に以下の(1)及び(2)を満たした方は修了となります。

- (1) 講義動画(6時間程度)の視聴完了
- (2) 確認テストの合格

※全30問(○×方式)のうち7割(21問)以上正答で合格(合格するまで再受検可)

### 4. 受講の流れ



### 5. 受講対象者

東京・埼玉・千葉・**神奈川(※)**・静岡の各都県に登録済みで、新たに取引士証の交付を希望する方及び有効期限が令和8年5月15日から令和8年11月14日までの取引士証をお持ちで更新を希望する方。

### 6. 申込受付締切

令和8年4月10日(金) ※必着

### 7. 申込方法

郵送(現金書留)又は来所

※詳細は下記URLをご参照ください。

<https://www.zenjukyo.jp/real-estate-notary>

※郵送(現金書留)での申込みを推奨しております。来所での手続きを希望される場合は、**必ずお電話(03-3511-0611)の上お越し**くださいますようお願いいたします。

### 8. 注意事項

新取引士証は交付日以降の送付となります。**講習修了及び旧取引士証の到着を確認できた方から新取引士証を送付いたします。**取引士証がお手元のない期間が生じますのでご注意ください。

※早期に講習修了及び旧取引士証を送付していただいても、新取引士証の送付は交付日以降となります。

※新規又は返納済みの方は確認テストの合格を当協会を確認後、交付日以降に新取引士証を送付いたします。

### 9. その他

取引士資格を登録した時、又は前回更新時から現在までに登録事項「住所・氏名・本籍・勤務先(業務に従事する宅地建物取引業者)」に変更がある方は、登録している都県に変更登録申請の手続きをしてください。

※**神奈川県登録の方は、昨年**から**手続方法が変更になっておりますので、申込み前に「10.問合せ」まで必ずお問合せください。**

### 10. 問合せ

(一社)全国住宅産業協会 事務局  
TEL 03-3511-0611

## 宅建登録講習のご案内

# 宅地建物取引士登録(5問免除)講習のご案内

当協会では、登録講習機関となっている賛助会員にご協力いただき、各社の行う登録(5問免除)講習を特別価格で受講できるようにいたしました。登録講習修了者の合格率は未修了者よりも高くなっておりますので、下記一覧表及び協会ホームページをご参照の上、申込みをご検討ください。

### 協力賛助会員(登録番号順)

- ・(株)東京リーガルマインド(LEC)
- ・(株)総合資格
- ・(株)建築資料研究社(日建学院)
- ・(株)住宅新報

## 宅地建物取引士登録講習実施機関一覧(全住協賛助会員) ※価格は消費税込み 令和8年3月1日現在

機関名(企業名)	定 価	全住協会員向け 特別価格	スクーリング実施エリア							
			札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	福岡	その他
(株)東京リーガルマインド(LEC)	20,000円	12,100円	○	○	○	○	○	○	○	全国のLEC各校
(株)総合資格	16,000円	11,000円	○	○	○	○	○	○	○	全国の総合資格各校
(株)建築資料研究社(日建学院)	15,000円	11,000円	○	○	○	○	○	○	○	全国の日建学院各校
(株)住宅新報	17,600円	11,000円	○	○	○	○	○	○	○	さいたま、横浜

## 周知依頼

# 2026(令和8)年国民生活基礎調査への協力について

厚生労働省では昭和61年から、国勢調査などと並ぶ、統計法に基づく基幹統計を作成するための重要な調査である国民生活基礎調査を実施しており、本年も総務大臣に承認された調査計画に基づき、2026(令和8)年調査を6月4日及び7月9日の両日に実施いたします。

調査実施に当たり、調査員は、世帯の人数などの把握のため調査日前の4月中旬から下旬と、実際の調査のために6月4日及び7月9日の前後1～2週間程度の間、調査対象世帯を訪問いたします。

近年、プライバシー意識の高まりとともに、調査員の集合住宅への立入りが困難な場合も生じております。かねてより調査員には、事前に

管理員等に来訪の趣旨、調査の目的、必要性等を説明し、協力を得て調査を進めるよう指導しているところですが、調査の円滑な実施には、国民の皆様のご理解はもとより、関係各位のご協力が不可欠です。

つきましては、本調査の実施について貴会会員の皆様が発行する広報誌等へ掲載してご周知いただく等、特段のご配慮をお願い申し上げます。

### ●厚生労働省ホームページ

2026(令和8)年国民生活基礎調査ご協力のお問い合わせURL

<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/kokuminseikatsu.html>

## 組織委員会 藤田進一委員長

住宅・不動産業界紙2紙による共同企画「住宅産業のリーダーに聞く」。人口減少、インフレ・物価高など、事業環境が大きく変わる中であって、全住協として果たすべき役割は何か。全住協を構成する全国の新団体長と委員会の委員長への共同インタビューを随時掲載いたします。



▲藤田組織委員長

### 一組織委員会の活動内容は

協会の入り口機能を担う委員会であり、協会運営のあらゆる土台となる領域を担当している。入会促進が最重要のテーマだ。加入企業を増やし、協会の基盤を盤石にできるかどうか、協会の将来を左右する。まずは協会の価値を実感してもらうために、8か月間のトライアル会員制度の運用を強化していきたい。

2つ目に、業界で働く社員の成長支援、横のつながりづくりを目的とする小委員会「Shine Up～輝く社員」。学び(講演会)、経験(企業訪問・視察)、交流(グループワーク・ネットワークづくり)の3つを組み合わせた体験型の活動を展開しており、参加者満足度が非常に高く、協会の中でも特に勢いのある企画群だ。今年はサンセイランディックへの会社訪問や対人力・コミュニケーション力向上をテーマに講演会を開催した。12月には高輪ゲートウェイを視察した。

3つ目のビジネスショッップは、会員企業が自社の商材・サービスを会員向けに紹介できる制度。経営者だけでなく、総務や営業担当者にも見てもらえる仕組みにしていく。

4つ目は、会員企業で特に顕著な成果を挙げた社員や技能者を表彰し、協会全体で功績を讃える制度だ。

### 一委員会のメンバー構成は

不動産、建設、流通、広告、IT、金融など多様な業種、また経営層から若手まで幅広い世代が参加している。様々な領域の企業で構成されているのが協会全体の魅力でもあるが、反面、初見では全体像や他団体との違いが理解しづらい。入会希望企業に対しては、個別に丁寧な説明をしていく必要がある。

### 一会員増強・交流の具体的取組みは

入会促進活動は理事会を通して理事に推薦してもらうのが最も有効だと思う。私自身も様々な会合で声掛けをしていきたい。協会役員との懇親会を持つなど、会員交流にも力を入れていく。全国組織のため様々な地域の理事と交流できるのも強みだ。一方、経営者とは別に社員にはShine Upに参加して交流を図ってもらおう。委員会としても活発に講演会を開催し、交流の場としていきたい。入会して協会の魅力が本当にわかるようになるには、2～3年は掛かると思っている。入会初期のフォロー体制を明確にしていく。魅力ある協会に向けて改善を重ね、会員数を増やしたい。そして発言力や政策提言力を高めていく。

### 一住宅不動産業の景況感

今年の中頃まで不動産価格は上昇していくだろう。減税を実施し所得を上げて、住宅を取得できる層を増やさないといけない。金利が0.25

## PRプロジェクト

%上がったとしても、あまり影響はないのでは。銀行の血流は止まっておらず、地方銀行も5年ローンなどを組み始めた。賃金は上昇しており、緩やかな価格上昇であれば不動産事業者は対処できる。一次取得者向けの物件は郊外に広がりつつあり、中古物件も売れ始め商圏が広がっている。

外国人の不動産取得規制に関しては、それほど心配していない。新築はともかく、中古物件に適用させるのは難しいのではないか。当社のような中古物件を扱う業者にとっては逆にチャンスだ。人口は減少していくので、住宅価格は将来的には低下していく。外国人の固定資産税を増やすなどの方策でバランスを保ちながら、外国人

にどう活用してもらうかも大事になってくる。短期転売規制の動きがあるが、これ以上大型物件はつくれな。物件数が少なければあまり影響はない。

### —今後の委員会運営は

正会員数は長期的に減少が続き、新規入会が伸び悩んでいる現状に強い危機感を持っている。だからこそ、協会の魅力をわかりやすく伝え、参加の入り口を広げ、会員メリットを実感してもらえる仕組みづくりをしていきたい。展示ブースによるビジネスショップ制度刷新など、新たな試みも含め、会員企業にとって価値ある委員会運営を進めていきたいと考えている。

## トピックス

### 北海道本別町「福祉でまちづくり宣言記念事業セミナー」

当協会が、居住支援協議会・空家等管理活用支援法人として提携している北海道本別町は、地域全体で福祉をまちづくりとして推進するため、平成18年2月に「福祉でまちづくり宣言」を行い、平成28年2月に「居住支援協議会」を発足させ、今年で発足10周年となった。

福祉でまちづくり宣言記念事業として、「未来の住まいを考える、親から子へ、あんしんの暮らしと「育ち」を引き継ぐセミナー」～「親・子・孫」三世代で考える、豊かな住まいと空き家活用～が開催された。

当協会から細川・西澤総務副委員長が本別町社協の木南事務局長と登壇し、「衣食住の土台としての住まい」をテーマに講演を行った。

細川副委員長から、居住支援法人の発足から現在までの10年の経過状況、所有者・大家さん側から見た空き家対策、住宅と福祉の行政組織の連携の重要性等を中心に、主に空き家対策に絡めたハード面から講演を行った後、西澤副委員長から、住宅と福祉の制度の狭間への対応、福祉視点から見た居住支援と空き家対策、当協会

が運営する「不動産後見アドバイザー」資格の取組み等、主に福祉の視点でソフト面から講演を行った。

その後、行政側から、利用可能な補助制度内容の概要、住宅改修工事・福祉用具利用の具体的事例、空き家放置のリスク、空家等活用促進区域の設定等について解説が行われたほか、各種相談窓口の紹介、介護用品等の展示も実施された。地元住民を中心に当日の受講者は170名を超え、今後の住まいへの対応についての関心の高さが表れていた。



## 優良事業表彰受賞プロジェクト紹介

5月号に掲載しました第15回優良事業表彰受賞全10プロジェクトを順次ご紹介いたします。

### 優良事業賞

不動産関連事業部門

## GRAND LUXE 代官山 (株)グランドデザイン



#### 【事業コンセプト】

階段がつくり出す新しいテナントビルのかたち。

店舗・事務所としての機能性を両立し、街との調和を考え新しいテナントビルをつくり出そうと「個性的な階段のかたち」「階段に映り込む周囲の景色」「階段を上り下りする人々の楽しげな動き」が、刻とともに違った表情を与えてくれる一期一会な新しいビルとしての顔を生み出せるよう考えました。

#### 【商品企画】

建物の顔でもある個性的な階段のファサードは、ステンレスを使用し、厚みを1.2mmにすることで外壁としても強度を保つとともに、多少の歪みが出ることで、外壁に揺らぎを生み出しています。

また最小限の柱と梁で構成するリズムカルでフレキシブルな美しい空間をつくり出すべく、西側の柱は見付けを細くし、東側の柱は奥行きを薄くすることで使いやすい内部空間を実現することができました。そして、その柱をつなぐ梁が表情豊かな美しい空間をつくり出しています。

この空間を実現するためにプレストレスと

いう技術を取り入れています。この技術の導入により空間を遮る壁や柱を設けない計画としており、様々なテナントのレイアウトにフレキシブルに対応できる計画としています。

#### 【環境配慮】

ガラスを多用している建物のため、複層ガラスを使用しています。

複数枚のガラスからなる複層ガラスを使用することで、断熱性能が上がり、結露しにくく、紫外線のカット効果も上がるなどの特性があり、室内環境の改善につながると考えています。

また、PC構造(プレストレスコンクリート)を使用することにより、一般的な鉄筋コンクリート造よりも高強度で耐久性が高まり地震時の損害が少なく、持続性があるとともに、柱等がスリムになり有効利用面積が増えます。

#### 【事業成果】

本物件は1棟売却ということもあり、購入していただくオーナー様へ、代官山という歴史ある土地にふさわしい大胆なアートワークに加え、テナントビルとしての機能性を追求しました。また、竣工前よりリーシングを始め、テナントとの契約を進めることにより、購入を検討していただける材料にもなり、早い段階での売却につなげることとなり、購入していただいたオーナー様にも高い評価をいただきました。



#### 【規模概要】

住 所	東京都渋谷区代官山町14-17
敷地面積	252.33㎡
延床面積	772.52㎡
構造規模	PRC造地上4階地下1階建

- ・「最近、お客さまから住宅ローンの相談をよく受ける。」
- ・「お客さまに説明できる住宅ローンの動画があればいいのにな・・・」
- ・「営業マンの住宅ローンのスキルアップのために研修動画が欲しい。」

そんな声にお答えして



10分でわかる!

## 住宅ローン説明動画を 作成しました!

### 【動画①】後悔しない住宅ローン選びのポイントを解説!(10分)



- ①はじめに(00:00)
- ②住宅ローンは大きく分けて2種類ある(00:56)
- ③金利タイプのそれぞれのメリット・デメリットは?(02:14)
- ④考えておきたい住宅ローンのリスク(05:58)
- ⑤住宅ローンを借りる際は返済期間をしっかり考慮(07:37)
- ⑥住宅ローンは借り方もいろいろあります(08:35)
- ⑦おわりに(10:07)



今だけ限定公開中!

### 【動画②】【フラット35】が選ばれる理由・メリットを解説!(8分)



- ①はじめに(00:00)
- ②メリット1:返済額がずっと変わらない(00:45)
- ③メリット2:職業などを問わずお申し込み可能(01:34)
- ④メリット3:最大年▲1.0%金利引下げ(02:09)
- ⑤メリット4:選べる返済プラン(02:32)
- ⑥メリット5:充実の団体信用生命保険(04:43)
- ⑦気になる!金利引下げメニューの仕組み(05:15)
- ⑧おわりに(08:21)



今だけ限定公開中!



(令和8年2月)

## 所有不動産記録証明制度等の施行について

法務省から、令和8年2月2日より「所有不動産記録証明制度」、令和8年4月1日より「住所等変更登記の申請の義務化と職権登記制度」が施行される旨の連絡がありました。

### I 所有不動産記録証明制度

#### 1. 現状

- (1) 現行不動産登記法の下では、登記記録は、土地や建物ごとに作成されており(物的編成主義)、全国の不動産から特定の者が所有権の登記名義人となっているものを網羅的に抽出し、その結果を公開する仕組みは存在しない。
- (2) その結果、所有権の登記名義人が死亡した場合に、その所有する不動産としてどのようなものがあるかについて相続人が把握しきれず、見落とされた土地について相続登記がされないまま放置されてしまう事態が少なからず生じていると指摘されている。

#### 2. 所有不動産記録証明制度

相続登記の申請の義務化に伴い、相続人において被相続人名義の不動産を把握しやすくすることで、相続登記の申請に当たっての当事者の手続的負担を軽減するとともに登記漏れを防止する観点から、登記官において、特定の被相続人が所有権の登記名義人(※)として記録されている不動産(そのような不動産がない場合には、その旨)を一覧的にリスト化し、証明する制度を新設。

※条文上は「これに準ずる者として法務省令で定めるものを含む。」とされており、将来的には、表題部所有者の拡大も検討予定。

#### 3. 所有不動産記録証明書の交付請求が可能な者の範囲

ある特定の者が登記名義人となっている不動産を一覧的に把握するニーズは、より広く生存中の自然人のほか、法人についても認められるとの指摘がされていることから、これらの者についても所有不動産記録証明制度の対象としつつ、プライバシー等に配慮して請求

範囲を次のとおり限定することとしている。

- ①何人も、自らが所有権の登記名義人として記録されている不動産について本証明書の交付請求が可能
- ②相続人その他の一般承継人は、被相続人その他の被承継人に係る本証明書について交付請求可能

※証明書の交付請求先となる登記所については法務大臣が指定する予定。手数料の額等については政令等で定める。

#### ●法務省ホームページ

[URL]

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00599.html#mokuji10](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00599.html#mokuji10)

### II 住所等変更登記の申請の義務化と職権登記制度

#### 1. 住所等変更登記の申請の義務化

- (1) 所有権の登記名義人に対し、住所等の変更日から2年以内にその変更登記の申請をすることを義務付ける。
- (2) 「正当な理由」がないのに申請を怠った場合には、5万円以下の過料に処することとする。
- (3) 国民向けに運用方針を明らかにした「住所等変更登記の申請の義務化の施行に向けたマスタープラン」を令和7年3月に公表。

#### 2. スマート変更登記でらくらく安心

かんたん・無料のスマート変更登記の手続きをしておけば、住所等の変更があるたびに登記申請をしなくても、登記官の職権で住所等変更等がされる。

#### ●法務省ホームページ

[URL]

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00678.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00678.html)

## 協会だより

### 委員会開催状況

〔組織委員会〕

日 時 令和8年2月12日(木)15:30~17:30

場 所 KKRホテル東京

議 事 「法改正を踏まえて考える 住宅産業の経営者が直面する人材・組織リスクと判断の分かれ目」の講演並びにShine Up ~輝く社員~ についての報告、会員事業説明を行った。

### 住所変更

会 社 名 住友林業レジデンシャル(株)

新 住 所 〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト6F

T E L 03-3350-8731(従来どおり)

F A X 03-3350-9834(従来どおり)

### 社名変更

旧 社 名 住宅ローン診断カンパニー(株)

新 社 名 DMMローン診断(株)

### 登録変更・代表者変更

旧 社 名 (有)日本建設

新 社 名 東海商事(株)

新代表者 小林 潤一

住 所 〒330-0834 埼玉県さいたま市大宮区天沼町1-75

新 T E L 048-644-3411

新 F A X 048-644-4917

### 業務日誌

1月22日(木)	・(公社)全国宅地建物取引業協会連合会・(公社)全国宅地建物取引業保証協会新年賀詞交歓会に神山名誉会長、肥田会長、馬場代表理事、牧山相談役ほかが出席。 (ホテルニューオータニ)
26日(月)	・事業表彰審査会を開催。(協会会議室)
28日(水)	・税制改正結果概要説明会・新春講演会を開催。(明治記念館+オンライン) ・政策審議会委員と政策委員会有志による意見交換会を開催。(明治記念館)
29日(木)	・(公社)首都圏不動産公正取引協議会理事会に牧山相談役ほかが出席。 (ホテルメトロポリタンエドモント)
2月10日(火)	・優秀な人材を採用し定着させるための本当の採用力研修を開催。(協会会議室+オンライン)
12日(木)	・組織委員会を開催。(KKRホテル東京) ・少ない人数でも最大の成果を出すためのDX・AI活用セミナーを開催。(オンライン)
16日(月)	・社会資本整備審議会住宅宅地分科会に馬場代表理事が出席。(国土交通省)
17日(火)	・松島みどり衆議院議員「企業活力研究会」に神山名誉会長、花沢副会長ほかが出席。 (アルカディア市ヶ谷) ・不動産業務研修会を開催。(協会会議室+オンライン)
19日(木)	・新人自立研修を開催。(協会会議室)
20日(金)	・工務店の売上に繋がるSNSセミナー~月間申込8組&反応率3倍の仕組み公開~を開催。 (オンライン)

会報 全住協 通巻155号 発行 一般社団法人全国住宅産業協会  
(令和8年3月10日発行) 編集 一般社団法人全国住宅産業協会事務局

## 全住協ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク(略称「ビジネスネット」)が認定した賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。会員の購買におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。今回は商品を提供している会員企業のうち2社の取扱商品をご紹介します。商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

### (株)AXIAL FORCE：不動産重要書類ファイル



#### ロゴ、社名印刷に関わる版代無料

オリジナルの不動産重要書類ファイル、バインダーの初回製作時に必要な会社名やロゴの印刷に関わる版代を無料にさせていただきます。(データの支給はお願いいたします。) 100部から承ります。

コストを抑えてクオリティは高いとご好評をいただいております。この機会に是非ご検討ください。

価格

全住協ビジネスネットワーク特典  
ロゴ、社名印刷に関わる版代無料

問合せ先 代表取締役：古川 昌利  
TEL：090-2744-1083 E-mail：furukawa@axial-force.co.jp

### (株)シーブリッジ：販売図面制作・CGパース制作

販売図面制作は、テンプレートから選ぶだけ！



不動産広告制作専門のシーブリッジでは、不動産・マンション・一戸建て住宅の魅力を最大限に引き出すクリエイティブを心を込めて制作しています。

販売図面のデザインテンプレートは30種類以上!

季節・立地・価格・テーマカラー等々、物件にピッタリのテンプレから選ぶだけでスピード制作を実現します。完成イメージがあるので社内合意も楽々。簡単に確実に作れること間違いなし。

また、ワンストップでCGパースの同時制作も可能です。

時代の半歩先を行く不動産広告を手がけて今年で20年。「住宅が売れる」ビジュアルに徹底的にこだわった販売図面&パース制作ならお任せください。

価格

35,000円～  
全住協ビジネスネットワーク特典  
制作料から5%をお値引き!

問合せ先 代表取締役社長：天池 鋭男  
TEL：03-6824-0424 E-mail：amaike@c-bride.jp